

## 富山県告示第161号

水源地域の指定について

富山県水源地域保全条例（平成25年富山県条例第12号）第12条第1項の規定により水源地域を指定するので、同条第6項の規定によりその区域を次のとおり告示する。

平成26年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺の地域

水源の所在 市町村名	水源名	指定の区域（大字名）
滑川市	第2水源地、第14水源地	滑川市大浦の一部
	第4水源地、第13水源地	滑川市杉本の一部、大浦の一部
	第5水源地	滑川市栗山の一部、杉本の一部
	第7水源地	滑川市横道の一部、大榎の一部
	第8水源地	滑川市大浦の一部、魚津市鹿熊の一部
	第9水源地	滑川市栗山の一部
	第10水源地	滑川市栗山の一部、魚津市有山の一部
	第11水源地	滑川市中野島の一部、杉本の一部、北野の一部
	第12水源地	滑川市二塚の一部、横道の一部

（なお、別紙図面表示のとおり）

### 2 その他水資源を保全するため必要と認められる地域

水源の所在 市町村名	水源名	指定の区域（大字名）
小矢部市	鳩清水	小矢部市埴生の一部、石坂の一部
南砺市	脇谷の水	南砺市利賀村栗当の一部

	不動滝の霊水	南砺市大谷の一部
	妃の清水	南砺市安居の一部

(なお、別紙図面表示のとおり)

(ただし、当該区域のうち、森林の存する地域として指定済みの区域については、森林の存する地域として指定されたものとする。)

(「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部県民生活課に備え置いて縦覧に供する。)